

広島県尾道糸崎港地方港湾審議会議事録

1 日 時 令和6年3月27日(水) 14:00~15:00

2 場 所 三原市港町3丁目5番1号
三原市役所本庁舎 304~306 会議室

3 出席委員

| | | |
|----------------------|-----|-----|
| 尾道市立大学経済情報学部教授 | 井 本 | 伸 |
| 備後海運協同組合代表理事 | 岡 本 | 信也 |
| 広島県倉庫協会備後部会 | 亀 田 | 龍 幸 |
| 中国地方港運協会尾三支部(代理) | 羽 田 | 博 志 |
| 尾道地区旅客船協会会長(代理) | 柳 井 | 裕 志 |
| 全日本海員組合尾道支部長 | 除 補 | 修 |
| 広島県議会議員 | 金 口 | 巖 典 |
| 広島県議会議員 | 桑 木 | 良 典 |
| 広島県議会議員 | 吉 井 | 清 介 |
| 広島県議会議員 | 伊 藤 | 英 治 |
| 三原市議会議員(議長) | 岡 本 | 純 祥 |
| 福山市議会議員(議長) | 熊 谷 | 寿 人 |
| 神戸税関福山税関支署長 | 岡 田 | 優 美 |
| 神戸植物防疫所広島支所尾道出張所長 | 真 壁 | 貞 夫 |
| 中国運輸局尾道海事事務所長 | 竹 谷 | 浩 介 |
| 中国地方整備局長(代理) | 林 | 雄 介 |
| 尾道海上保安部長(尾道糸崎港長)(代理) | 祐 下 | 朋 也 |
| 広島県土木建築局空港港湾担当部長 | 内 藤 | 孝 |
| 三原市長 | 岡 田 | 吉 弘 |
| 尾道市長(代理) | 原 田 | 三喜男 |
| 福山市長(代理) | 児 玉 | 信 治 |

委員 23 名中 21 名出席 (代理出席 6 名含む)

4 議 題 尾道糸崎港港湾計画の変更(軽易な変更)について

5 担 当 部 署 広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
TEL (082) 513-4025 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 開会
- (2) 港湾管理者挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事

| | |
|--------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>委員の皆様方にはお忙しい中、審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆様のご協力をいただき、審議会を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日の議案は、内港地区の旅客船埠頭計画等に関して港湾計画の変更を行うものでございます。後ほど、事務局から説明がありますが、委員の皆様には専門の立場からご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会は、委員 23 名中 21 名の委員が出席されておりますので、広島県地方港湾審議会条例第 7 条の規定により、この審議会は有効に成立しております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案は、「尾道糸崎港港湾計画の変更について」でございます。</p> <p>本件は、お手元に「諮問書の写し」がございますが、令和 6 年 2 月 29 日付けで、広島県知事から諮問されたものでございます。</p> <p>内容につきましては、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>それでは、尾道糸崎港の港湾計画の変更案につきまして、スクリーンと併せてお手元の資料 7 によりご説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。</p> <p>まず、尾道糸崎港の状況や取組等をご紹介したのちに、港湾計画の変更案についてご説明いたします。</p> <p>なお、写真は右上から時計回りに内港地区、貝野地区、尾道地区、機織地区を示しております。</p> <p>まずはじめに、尾道糸崎港の概況についてご説明させていただきます。</p> <p>尾道糸崎港は、広島県東部に位置し、港湾区域は三原、尾道、福山の 3 市にまたがり、西から糸崎港区、尾道港区、松永港区の 3 港区で構成されております。</p> <p>2 ページをご覧ください。尾道糸崎港の港湾取扱貨物量についてです。</p> <p>グラフは、尾道糸崎港全体の取扱貨物量の推移を示したものです。右上の凡例に示すように、白色が移出、黄色が移入、緑色が輸出、青色が輸入貨物を示しております。</p> <p>令和 5 年の取扱貨物量は約 113 万トンとなっており、移出貨物と移入貨物が全体の約 8 割を、輸入貨物が約 2 割を占めている状況でございます。</p> <p>コロナ前の令和元年までは、200 万トン前後で推移しておりましたが、フェリー航路の廃止などを含む移出入貨物の減により、令和 2 年以降は減少傾向となっております。</p> <p>3 ページをご覧ください。尾道糸崎港における港湾取扱貨物の品目別の内訳につ</p> |

いてです。

取扱貨物の内訳としては、全体貨物の約2割を占める外貿貨物の多くが右上に示す輸入貨物であり、特に原木や燃料である薪炭の輸入量は外貿貨物の約9割を占めております。

また、下段の内貿貨物については取扱量全体の約8割を占めており、水やトウモロコシ、鋼材が主な取扱貨物となっています。

4ページをご覧ください。

尾道糸崎港の各地区の利用状況を写真とともに示しており、物流については赤枠、賑わいについては黄枠で示しております。

物流については糸崎港区においては、上段中央の写真に示す通り、セメント及び燃料である薪炭などを取り扱っており、下段左の貝野・松浜地区では、鋼材などを取り扱っております。

尾道港区においては、下段中央の新浜地区で鋼材を取り扱っており、機織地区においては上段右上で示すとおり、原木や穀物を取り扱っております。

にぎわいについてですが、上段左上の内港地区や下段右側の尾道地区において港を活用したイベントが開催されている状況です。

次のページから、尾道糸崎港での現在の取組状況について、簡単にご説明します。

5ページをご覧ください。

産業競争力の強化ということで、貝野地区と機織地区を挙げております。

左下に示す貝野地区では、岸壁や企業用地等の整備を進めております。貝野地区の埋立事業については、港湾事業に伴う浚渫土砂等の搬入を進めております。

右側は機織地区における国際物流ターミナルの整備について示しております。全国でも有数の木材取扱拠点である機織地区は、航路や泊地の水深の不足により、非効率な輸送形態が生じており、直轄事業において、航路・泊地の整備を進めているところです。

6ページをご覧ください。

賑わい・放置艇対策の取組について示したものです。

賑わいについては、左下の松浜地区において、緑地や賑わい空間の創出を図るための取組を進めております。

放置艇対策については、プレジャーボートの適正な保管のため、係留保管施設の整備について、山波地区と松浜地区で取り組んでおります。

7ページをご覧ください。

クルーズ客船の誘致についてです。

本県では、クルーズ客船の寄港促進に取り組んでおり、昨年3月の国際クルーズ

客船再開後、尾道糸崎港では初めてとなる外国クルーズ客船が寄港しました。

左側の写真は、令和5年4月糸崎岸壁に外国クルーズ客船が入港した際の様子です。

また、右側は、令和5年5月に尾道に外国クルーズ客船が入港した際の写真で、沖合に停泊し、小型船で駅前の栈橋に到着した際の様子です。

以上、簡単ではありますが、尾道糸崎港の現況や取組についてご紹介させていただきました。

8ページをご覧ください。

続きまして、本日、ご審議いただく、尾道糸崎港の港湾計画書（案）の内容についてご説明いたします。

まずは、港湾計画の定義などについて簡単にご説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

港湾計画や港湾計画で定める事項について、港湾法や施行令を抜粋したものを示しております。

港湾計画は、上に示す港湾法の規定により、港湾管理者が港湾計画を策定し、地方港湾審議会に諮問して意見を聴くこととなっております。

また、港湾計画で定める事項についても、港湾法施行令で規定されており、「港湾の開発などの方針」、「取扱貨物量などの能力」などに関する事項について定めることとなっております。

10ページをご覧ください。

港湾計画の策定についての概要や策定フローを示しております。

港湾計画については、上段に示すように、計画変更の内容により、計画を全面的に見直す「改訂」と、部分的に見直す「一部変更」、変更の規模が小さい「軽易な変更」の3種類があり、本日、ご審議いただく案件は、港湾法施行規則に定められている「港湾計画の軽易な変更」の規模・施設に合致することから、赤字で示す変更の規模が小さい「軽易な変更」となります。

点線で囲んだ港湾計画の策定フローをご覧ください。赤色で着色した部分になりますが、軽易な変更の場合、本審議会の諮問・答申を受けた後、国土交通大臣へ港湾計画を送付するとともに県報にて公示します。

11ページをご覧ください。

今回の港湾計画の変更箇所についてご説明します。

今回の変更箇所ですが、一番西側に位置する内港地区となります。

今回の変更案については、内港地区において、良好な港湾の環境形成、賑わい空間の創出などに対応するため、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、港湾環境整備

施設計画及び土地利用計画を変更するものです。

12 ページをご覧ください。

内港地区の変更箇所の現況でございます。

当該エリアは「三原内港」と呼ばれ、昭和 50 年の山陽新幹線の三原駅停車に伴い、旅客専用港として昭和 49 年にほぼ現在の形に整備されており、市中心部における海上交通の拠点として重要な役割を担っています。

ターミナル機能を有する赤で示した港湾ビルをはじめ、旅客船などが利用する水色で示す棧橋、そのほか、黄色の物揚場、緑色の緑地が整備されています。

なお、棧橋については、左から、令和 3 年にフェリー航路を廃止した旧フェリー棧橋、定期航路が利用している旅客船棧橋、ビジター棧橋となります。

13 ページをご覧ください。

三原内港の航路を右側に、下段に航路利用者の推移を示しております。

航路については、主に生活航路として利用されており、佐木島経由因島等を結ぶ定期旅客船のほか、大久野島や広島港を結ぶ高速船の利用があります。

また、乗降客数については、昭和 57 年の 340 万人をピークに減少傾向となっており、令和 5 年には約 30 万人となっております。

14 ページをご覧ください。

ここから、計画変更の背景について説明いたします。

表につきましては、昭和 49 年以降の三原内港の主な経緯をまとめたものになります。

なお、下線で示す項目は内港地区に係る関連計画を示しております。

平成 5 年の港湾計画の改訂後、しまなみ海道の開通やフェリーの廃止、観光航路であるラビットラインやシースピカの就航などがございました。

そういった中、平成 30 年に三原市において市中心部の将来像であるグランドデザインを策定し、内港地区において、老朽化した港湾施設の再生に取り組み、港を中心に人が訪れ、楽しみ、滞留する場所をつくることとしております。

その後、赤色で示している令和 4 年の三原内港再生基本計画、令和 5 年の三原内港実施計画を策定しており、これらの計画の概要につきまして、次のページからご説明いたします。

15 ページをご覧ください。

令和 4 年 3 月に策定した「三原内港再生基本計画」の概要について示しております。

「三原内港再生基本計画」については、三原市が市中心部のグランドデザインなどの関連計画を踏まえて、市中心部のにぎわいにつなげるため、三原内港再生に向

けたコンセプトや導入機能などをまとめております。

コンセプトは、「日本一 人と海と街が近い内港へ」とし、航路機能、公園機能、イベント広場機能からなる3つの常設的機能などを整理しております。

16 ページをご覧ください。

令和5年6月に策定した「三原内港再生実施計画」の概要について示しております。

上段に示すように、「三原内港再生実施計画」については、「三原内港再生基本計画」を基に、広島県と三原市が策定したものであり、市中心部におけるまちづくりにおいて三原内港が目指すべき姿を具象化するとともに、三原内港再生に向けて官民が連携し、取り組む内容をまとめたアクションプランとなります。

計画の内容としては、港湾機能の配置、にぎわいづくり及び景観形成の3項目について取りまとめたものであり、各機能に必要な施設を整理した港湾機能の配置、にぎわいづくり、景観形成についての方針を整理しています。

左側の港湾機能の配置案については、市中心部の内港地区のあり方について、①港全体を公園として整える、②港が開放的な空間となるように航路機能を配置する、③国道や港周辺から見えるようイベント広場を配置する等の基本的な考え方をもとに、青色の航路機能、黄色のイベント広場機能、緑色の公園機能を配置しており、旅客ターミナルの建替えをはじめ、各機能に必要な施設を整理しております。本計画の内容を踏まえて、今回、港湾計画の変更を行うものであります。

17 ページをご覧ください。

内港地区の航空写真を示しております。

ここから、今回の変更内容についてご説明させていただきます。

まずは、旅客船埠頭計画についてでございます。

実施計画では、旅客船などが利用する小型栈橋や旅客ターミナル、交通広場となる航路機能を確保することとしており、赤色で示すように旅客ターミナルや交通広場などの機能として埠頭用地0.3haを位置付けております。

18 ページをご覧ください。

つづいて、青色で示す小型船だまり計画についてです。

小型船の収容を目的として、既設の小型栈橋3基、既設の物揚場 水深2m 延長108m、及び埠頭用地として0.1haを位置付けております。

既定計画では、既存の旧フェリー栈橋と物揚場については、廃止することとしておりましたが、官公庁船や作業船等の小型船の利用のため、廃止を取り止めて残す計画としております。

19 ページをご覧ください。

港湾環境整備施設計画についてです。実施計画では、公園機能やイベント広場機能を確保することとしており、緑色の線で示すように、港湾の環境整備を図る広場を含む緑地として1.2haを位置付けております。

20ページをご覧ください。

新旧の港湾計画図を示しており、左側には平成5年に改訂した既定計画を、右には今回の変更案を示しております。

これまで説明してきたとおり、緑地や埠頭用地の配置・規模を変更し、廃止する計画としていた既設の物揚場と栈橋の廃止を取り止めて、残す計画としております。

21ページをご覧ください。

新旧の港湾計画図を示しており、左側には平成5年に改訂した既定計画を、右には今回の計画案を示しております。また、下側には、各土地利用の面積を示しております。

これまで説明してきた、埠頭用地及び緑地の変更の内容を踏まえ、図に示す内港地区全体の土地利用計画の変更として取りまとめたものでございます。

なお、港湾計画図の各面積数値と表の値については、数字の丸め等により完全には一致しませんが、表のように変更するものであります。

22ページをご覧ください。

最後に、お配りしております資料5の港湾計画（案）に、これまで説明いたしました変更内容を、計画書の記載方法に従って項目ごとに記載しております。

なお、計画規模については、整数単位で表示しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

計画案について、事務局から説明がありました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願い致します。

20ページぐらいから、今回の変更について記載されています。既定計画が平成5年頃ですから、バブルの終わりごろの計画でありまして、いくつか実行されていない計画もあります。小型栈橋をなくすという計画をやめて20ページ右側のような変更を行うという内容だと思います。

面積等は21ページのとおり、変更になります。

委 員

ご説明、ありがとうございました。

一部でビジター栈橋がもう少し長い方が良いのではないかという声がありまし

| | |
|-----|--|
| | <p>て、利用状況を考えたとき、ここは便利がいいので利用したいという人が多いという意見がありました。それについては、何か勘案されたのかをお聴きしたい。特に三原市さんの方にもそういう話は来ていたと思いますが。</p> |
| 事務局 | <p>ビジター棧橋については三原内港再生実施計画の中で、維持・拡充を図ると位置付けており、今後の施設の利用状況を踏まえ、維持、拡充について検討していきたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>三原内港地区は三原市にとっても、広島県にとっても大きな財産と思います。今回の計画は、緑地を増やして、港に来るお客さんを増やすという、ここを中心に賑わいを増やすというものと思います。今回、計画としてこのような記載をされましたが、具体的な施設整備に移っていくと思いますので、ぜひ、駅から近いというメリットと眺望を活かして、デザインや配置等を検討して進めていただければと思います。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。他に、何かコメントがあればお願いします。</p> |
| 委員 | <p>今回の件からは若干ずれるかもしれないですが、三原市のランドデザインでは、帝人側の敷地、図面でいうと反対側の黄色のところを含めてデザインされていたと思います。それについて、今回は全く含まれていないが、将来的な計画はあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>帝人の土地の活用についてご質問いただきました。 帝人の敷地については、ランドデザインの中で検討させていただきましたが、現状では所有者の帝人さんの方で跡地の利用を検討されていると聞いています。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 その他、ございませんでしょうか。 それでは、答申案のとりまとめに入りたいと思います。 それでは、諮問された尾道糸崎港港湾計画の変更につきまして、原案どおり適当と認める答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声) 異議なしということで、原案を適当と認めるとの答申をすることに致します。 答申案につきましては、事務局において作成させ、私が確認した上、知事に答申することとしたいと思います。 以上をもちまして、本日の審議を終了することと致します。 それでは、進行を事務局にお返し致します。よろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。 本日、ご審議いただいた港湾計画の変更につきましては、港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付するとともに、県報にて交付いたします。 これをもちまして、広島県尾道糸崎港地方港湾審議会を終了させていただきます。</p> |

閉会 15:00

7 会議の資料一覧

- (1) 広島県尾道糸崎港地方港湾審議事次第
- (2) 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会名簿
- (3) 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会配席図
- (4) 「尾道糸崎港港湾計画の変更について」諮問書の写し
- (5) 尾道糸崎港港湾計画書（案）軽易な変更
- (6) 参考法令
- (7) 尾道糸崎港地方港湾審議会資料（パワーポイント）

以上